

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の傷病その他の理由により、家庭において児童を養育する事が一時的に困難となった場合に、夜間(泊まり)も含め、乳児院等で一定期間、養育する事業です。

1. 利用対象

- 一時的に養育が困難となった家庭の児童
- 京丹後市に居住する小学校4年生までの児童
- 利用する理由が次に掲げるものであること
 - ① 疾病、出産、看護、事故、災害
 - ② 転勤、出張、冠婚葬祭または学校等の公的行事への参加など
 - ③ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など



2. 利用期間

家庭において養育できない期間で、原則、月7日間以内

3. 負担金

- 定められた負担金を、利用の最終日に直接、乳児院等に納付してください。
 - ① 0歳及び1歳 1日 5,350円
 - ② 2歳以上 1日 2,750円
- 生活保護世帯、母子・父子世帯(市民税非課税世帯)は、いずれの年齢区分も無料です。
- 市民税非課税世帯、母子・父子世帯(市民税課税世帯)については、次の金額です。
 - ③ 0歳及び1歳 1日 1,100円
 - ④ 2歳以上 1日 1,000円

※ 利用日の年齢となります。

※ 前年度の1月1日に京丹後市に住所がなかった場合、前住所地の市町村民税課税証明書が必要です。課税証明を提出いただけない場合は、年齢に応じた負担金額(①または②)、母子・父子世帯は(③または④)になります。

4. 実施施設

社会福祉法人みねやま福祉会

峰山乳児院(3歳未満児)

てらす峰夢(3歳以上児)

京丹後市峰山町杉谷952番地の8

TEL: 0772-62-1251

5. 利用申し込み

利用希望日の **2週間前まで**に子育て支援課へご相談ください。

申込書は、市の HP からダウンロードできるほか、子育て支援課、各市民局および保育所・こども園に配架しています。

6. 申請および利用について

- 初めての利用や施設が必要と認める際には、事前に乳児院等で面接があります。
- 申請から事業を利用するまでの大まかな流れは以下の通りです。
 - ① 子育て支援課(Tel 0772-69-0370)に利用相談
 - ② 『子育て短期支援事業利用申込書』および『子育て短期支援事業に関する確認書』に必要事項を記入し、子育て支援課または最寄りの市民局に提出
 - ③ 審査後、申請者あてに『承認(不承認)通知書』を送付
 - ④ 乳児院等への児童の送迎・負担金支払

本人確認のため、申請書受付時に申請者本人の個人番号を証明する A)、B)または C)を提示してください。

A) 個人番号カード

B) 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書(本人確認のため、運転免許証、旅券等の顔写真付きの本人確認書類 1点を併せて提示してください。)

C) 上記 A)、B)の顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない方は、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された健康保険証、年金手帳等の 2点を提示してください。

7. 注意事項

- 以下の場合にご利用いただけません。
 - ① 施設の事情(施設の定員超過・病気の感染等)により受け入れが困難な場合
 - ② 対象となる児童が感染症を有し、他の入所者に感染させるおそれがある場合
 - ③ 対象となる児童の疾病・障害等により受け入れが困難な場合
- 利用承認後、利用の必要がなくなった場合は、早急に峰山乳児院と子育て支援課へ連絡してください。

8. その他

- 保育所等に入所していない就学前児童が一時的な保育を必要とする場合、市内こども園等で実施している『一時預かり事業』を利用することも可能です。

※ ご不明点は、子育て支援課(Tel 0772-69-0370)までお問い合わせください。

京丹後市こども部 子育て支援課



令和 6 年 4 月